

熱田神社

ATSUTA NO
MORI

Vol.
130
2022.1

広報誌



公益社団法人 熱田法人会

Contents

Vol. 130 2022.1 (通巻175号)

広報誌

ホームページ <http://www.atsutahojinkai.or.jp>

1 年頭のごあいさつ

会長、課税第二部長、熱田税務署長、名古屋税理士会熱田支部長

5 輝かしい栄誉

6 税制研修会（署長講演会、インボイス制度）、
大規模法人合同講演会・税務研修会、
消費税の期限内納付を忘れずに

8 税制改正要望活動

9 青年部会コーナー

紅葉会、独身者を対象とした租税教育活動

10 女性部会コーナー

第2回研修会、第3回研修会



12 SHINWA WALK ～伝説そぞろ歩き

14 NOTE

16 税務署からのお知らせ

24 市税事務所からのお知らせ

25 「税を考える週間」街頭広報、地域社会貢献活動、
「税に関する作品」発表

26 支部の動き、新会員紹介

27 お知らせのページ



表紙写真

令和3年10月3日に熱田神宮内に「剣の宝庫 草薙館」がオープンしました。

周辺には「くさなぎ広場」が整備されています。その中心となるのが今回の写真の帆船のモニュメントです。昼と夜とでは雰囲気が変わりますので、ぜひご覧になってください。

撮影 藤森



年頭のごあいさつ



会長
安井 香一

令和4年の年頭にあたり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

会員の皆さまをはじめ関係各位におかれましては、日頃から熱田法人会に対して格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の第3波の中で新年を迎え、ピーク時の8月20日には全国で25,992人の感染者数が報告されました。緊急事態宣言とまん延防止措置が繰り返し発出されるなど、私たちの生活と企業活動に大きな影響を与えました。このような中で開催された東京オリンピック・東京パラリンピックでは、無観客や感染対策上の多くの制限を強いられる中にもかかわらず懸命に競技に取り組むアスリートの姿に大きな勇気と感動を憶えた方も多いと思います。幸いにも、ワクチン接種が加速し感染予防意識の高まりもあり、9月以降の感染者数は急激に減少し、従前の日常生活を取り戻しつつあります。

このような状況のもとで、当会では参加者の健康と安全を最優先して中止した事業も多くありましたが、感染者数の動向に注視し、「感染防止対策ガイドライン」に基づく感染対策を講じながら、インボイス研修会などの税制研修会をはじめ、支部合同研修会や税を考える週間の広報活動など可能な範囲で実施してまいりました。さらに、Withコロナ時代に対応すべく、新たな取り組みとして「中小企業SDGs経営」、「年末調整実践セミナー」及び「健康セミナー」の研修会等をオンライン方式で実施し、多くの方にご参加いただきました。これらの事業の企画・運営にあたられた役員のご努力、並びにご参加いただいた会員の皆さまのご協力に、改めて深く感謝申し上げます。

ところで、足元の景気動向に目を移しますと、緊急事態宣言の解除に伴い、飲食や旅行などの個人消費に改善の兆しが見えますが、一方で、原油をはじ

めとする資源価格の高騰や円安の影響を受け、10月の国内企業物価指数は40年9カ月ぶりの高い水準となっています。既に一部の品目では小売価格を値上げしており、個人消費への影響も懸念されます。また、半導体や木材に象徴される部材供給不足により、多くの業種の現場で減産や着工延期といった影響も出てきており、先行きは不透明な状況にあります。

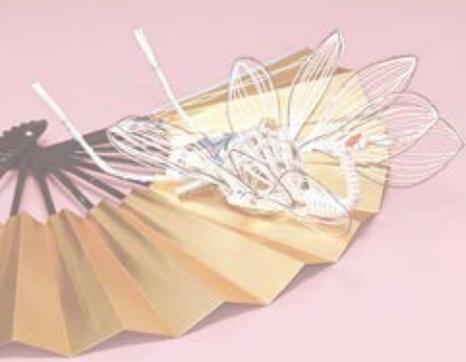
こうした中、地域の経済を着実に押し上げていくには、中小企業の活性化に資する税制措置の確立など、実体経済の改善につながる税制面での政策が望まれるところです。

公益財団法人全国法人会総連合では、令和4年度の税制改正に関する提言において、コロナ禍の中小企業を救う「税制措置」と未来のための「財政健全化」を求めています。当会といたしましても、税のオピニオンリーダーとして、企業経営の活性化に役立つ税制の実現に向けて、一層の努力を傾注していく所存であります。

さて、間もなく所得税等の確定申告時期を迎えますが、例年、確定申告会場には多数の方が来場されます。税務ご当局では感染防止対策上からも、スマホや自宅のパソコンから国税庁ホームページ上で確定申告書を作成しe-Taxでの提出を強く推進されています。ご自身の申告のみならず、従業員の方にも是非ともお勧めいただきますよう、改めてご協力をお願い申し上げます。

ここに新しい年を迎えましたが、本年も「よき経営者をめざすものの団体」として、地域や会員企業の発展に貢献できる「魅力ある法人会」をめざします。

最後になりましたが、税務ご当局をはじめ関係各位の変わらぬご指導、ご支援をお願い申し上げますとともに、会員の皆さまの益々のご繁栄とご健勝を心からご祈念申し上げ、年頭のごあいさつといたします。



年頭のごあいさつ



名古屋国税局 課税第二部長
浅井 清貴

令和4年の年頭に当たり、公益社団法人熱田法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が無観客ながら開催され、多くの日本人選手が活躍しました。

また、メジャーリーグベースボールにおいて、大谷翔平選手が現代野球では例のない二刀流をやり遂げるなど大変喜ばしい出来事がありました。

このような中、新しく迎える年が、会員の皆様にとって充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、公益社団法人熱田法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応においては、行政のデジタル化の必要性が顕在化するなど、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しております。

国税当局としましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすために、ICTの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本柱とする「スマート税務行政」を目指し様々な取組を進めてきました。

今後におきましても、申告・納付のデジタル化の推進、内部事務のセンター化等、事務運営の見直しやインフラ整備などの取組を進めてまいります。

これらの取組を成し得るためには、e-Taxやマイナンバー制度の更なる普及・定着が必要であり、法人会の皆様の御協力が必要不可欠であると考えております。

また、昨年は、令和5年10月1日に導入されるインボイス制度に係る適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されましたが、おおむね円滑に進められており、法人会の皆様から、説明会の開催や制度の周知・広報活動など幅広く御協力をいただきましたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後も更に、インボイス制度の円滑な導入に向けて取り組んでいくこととしておりますので、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、公益社団法人熱田法人会において取り組まれております「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」は、納税者の皆様の税務コンプライアンスの向上に役立つものであり、極めて有意義な取組と考えておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響の中、会員の皆様には工夫を凝らした会活動を実施していただいているところ、本年は従前以上の信頼関係構築の年にしたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人熱田法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



年頭のごあいさつ

令和4年の年頭に当たり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

公益社団法人熱田法人会の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年も新型コロナウイルス感染症への対応から様々な事業活動が制約を受けた1年ではありましたが、貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」という法人会の理念に則り、「インボイス制度」の円滑な導入に向けた周知・広報をはじめとする税制研修会、各種講演会の開催、「税を考える週間」の広報活動のほか、租税教室への講師派遣などの事業活動に取り組んでおられます。これはひとえに、役員の皆様方の優れた指導力と会員の皆様の熱意と行動力の賜物と深く敬意を表する次第であります。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、アフターコロナにおける社会・経済の構築、「新たな日常」の定着・加速に向け、デジタル化・オンライン化が急速に進むなど大きく変化しております。私どもといたしましても、急速な社会の変化に対応しつつ、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくため、ICTやマイナンバーなどの積極的な活用を通じて税務行政のスマート化を目指し、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に努めてまいります。

例えば、納税者の利便性向上策として、所得税の確定申告においては、マイナンバーカード又は税務



熱田税務署長
杉山 真由美

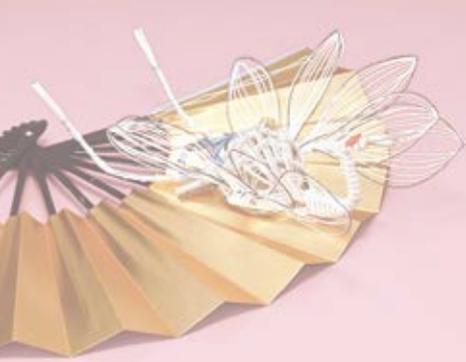
署が発行するID・パスワードを利用して、スマートフォンからe-Tax(電子申告)を簡単に提出できるように、Webサイトを用意しております。

間もなく令和3年分の所得税等の確定申告の時期を迎えますが、例年、確定申告会場(ウインクあいち)には、大変多くの方が来場されます。本年の確定申告においても、昨年と同様に必要な感染症対策を講じていくこととしておりますが、外出を必要としないe-Taxは、御自身のスマートフォンや御自宅のパソコンから国税庁ホームページにアクセスして確定申告書を作成していただき、インターネットを通じて申告していただくことができますので、便利かつスピーディー、安心・安全で究極の感染症対策であろうと考えております。

大切な従業員の皆様を守るあるいは社内の二次感染リスクを回避する観点からも、従業員の皆様へ国税庁ホームページで確定申告書が簡単に作成できることを御案内いただきますようお願い申し上げます。

昨年も、貴会におかれましては、e-Taxの普及・拡大に向けて、会員の皆様方の積極的な御利用、会を挙げての推進活動及び私どものニーズを踏まえていただいた広報活動等に御尽力・お力添えいただきましたことに対しまして、改めて深く感謝申し上げますとともに、引き続き、多大なる御支援・御協力を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人熱田法人会の更なる御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を心から祈念し、年頭の挨拶といたします。



年頭のごあいさつ



名古屋税理士会 熱田支部長
加茂 卓也

新年明けましておめでとうございます。

令和4年の年頭にあたり、公益社団法人熱田法人会会員の皆様に、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中、公益社団法人熱田法人会会員の皆様には、名古屋税理士会熱田支部の活動に対し、深いご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

公益社団法人熱田法人会と名古屋税理士会熱田支部は、熱田税務連絡協議会を通して強固な協力関係を築かせていただいております、それぞれの団体の相互理解のもと地域社会に貢献し、納税環境の整備と申告水準の向上を目指し活動を行っております。今後とも信頼と協調をもとに一層の連携を深めてまいりたいと思います。本年もよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、一昨年と同様に、新型コロナウイルス感染症の猛威に晒された一年となりました。日本では夏に感染拡大第5波を迎え、大都市圏の医療機関を中心に医療崩壊が現実のものとなってしまいました。しかし、ワクチン接種が進んだことで、秋には急速に収束に向かい経済活動の再開に踏み切ることができたのは、日本経済にとって非常に大きな一歩であったと思います。

一方で、世界情勢をみると、気候変動問題、ブレイクスルー感染によるコロナ感染症の再拡大、その影響による物流の停滞、各種資源の高騰、半導体不足等が企業経営に大きな影を落としており、更には、

恒大集団の経営危機に端を発した中国の景気動向、その中国とアメリカを中心とした世界各国の思惑の対立等、世界経済に対するリスクで満ち溢れています。

また、本年の税制面における喫緊の課題としては、全ての電磁的記録の保存が義務化される改正電子帳簿保存法並びに導入開始が目前に迫るインボイス制度への対応が急務となります。

このような情勢の中、企業経営者の方々には非常に難しい経営のかじ取りが求められております。社会・経済環境の変化、税制等への対応を踏まえて、個々の事業の発展と、正確な税務申告と納税の円滑な推進を図るため、今後、公益社団法人熱田法人会が果たす役割は、一層重要になるものと思います。

私ども名古屋税理士会熱田支部といたしましても、研修等の充実により、税の専門家としての資質の向上を図り、公益社団法人熱田法人会との連携をさらに進め、地域社会への貢献と、納税環境の整備改善、申告水準の向上に努めてまいりたいと存じます。

今後とも、一層信頼される納税協力団体としてご活躍されることを期待申し上げます。

結びにあたり、公益社団法人熱田法人会のますますのご発展と、会員企業の皆様のご隆盛並びにご健勝をご祈念申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

輝かしい栄誉

このたび次の方々が表彰の栄誉を受けられました。
心からお祝い申し上げます。

納税表彰者

財務大臣表彰



鈴木 幹雄 氏
株式会社 鈴活印刷
代表取締役会長
本会副会長

名古屋国税局長表彰



辻本 正人 氏
朝日産業株式会社
取締役会長
本会副会長

熱田税務署長表彰



高木 香子 氏
株式会社 光金属工業所
代表取締役社長
本会常任理事



吉水 純二 氏
笠寺工業株式会社
代表取締役社長
本会常任理事



森 孝義 氏
中京車体工業株式会社
代表取締役社長
本会理事



吉戸 千香子 氏
株式会社 愛知工業所
監査役
女性部会副会長

熱田税務推進協議会長表彰



林 隆博 氏
三特販売株式会社
代表取締役
本会理事



杉野 和記 氏
愛知時計電機株式会社
取締役上席執行役員管理部長
本会監事



神谷 清彦 氏
株式会社 名給
常務取締役財務統括部長
本会執行委員



山田 豊久 氏
株式会社 山田商会
代表取締役社長
青年部会直前部会長



林 ひろ子 氏
株式会社 林スプリング製作所
監査役
女性部会委員・会計

(順不同)

税制研修会（署長講演会）

令和3年9月29日(水)熱田神宮会館において、税制研修会を開催しました。

研修会は、7月に熱田税務署長にご就任された杉山真由美様を講師にお招きし「ちょっと知りたい税務の職場」と題してご講演をいただきました。

杉山署長様は、銀行ご勤務の経験をお持ちで、税務職員になる前の複式簿記との出会いに感動を受けたエピソードなどをお話いただきました。

また、税務職員になられてからは、徴収系統でのご勤務が長いものの、国税局総務部、税務大学校教育官など色々な部署をご経験されており、ご経験に基づいた国税の組織についてわかり易くご説明いただきました。



税制研修会（インボイス制度）

令和3年10月4日(月)・6日(水)・11日(月)・14日(木)の4日間、熱田神宮会館において、熱田税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 畠中孝幸氏をお迎えし、「インボイス制度の事前準備について」と題して税制研修会を開催しました。

当初8月27日に開催する予定でしたが、コロ

ナ感染者急増により延期したもので、会場定員50%の定員で再度募集したところ、案内発送後1週間ほどで定員に達したため、急遽開催日を追加するなど、予想を上回る申込みがありました。実数で200名を越す方にご参加いただきました。



大規模法人合同講演会・税務研修会

令和3年10月20日(水)熱田神宮会館において、昭和・熱田・中川・半田法人会合同による「大規模法人等合同講演会・税務研修会」を開催しました。

講演会は、昭和法人会安田智彦大規模法人部会長のあいさつに続き、昭和税務署長岡直人様から来賓あいさつをいただいた後、名古屋国税局調査部長四井清裕様より「税務を取巻く環境変化と税務行政」と題して、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション化や国際課税への取り組み状況などについてご講演いただきました。



続いて、調査審理課長小山太郎様より、「申告書作成のチェックポイント」と題して、令和3年度に見直しが行われた試験研究費の特別控除適用上の留意事項や受取配当等の益金不算入及び消費税の誤りの多い項目についてのチェックポイントを分かり易くご説明いただきました。



最後に、昭和税務署法人課税第一部門統括国税調査官松永潔様より、「消費税インボイス制度について」のご説明いただいて終了しました。

消費税の期限内納付を忘れずに。

- ★ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ★ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。
- ★ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ★ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※2)に応じて中間申告・納付が必要となります。



消費税には申告・納付期限^(※3)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署(徴収担当)へご相談ください。^(※4)

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※2)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※3 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
 ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

令和4年度税制改正要望活動

公益社団法人 熱田法人会
税制委員長 堀江 秋人

公益財団法人全国法人会総連合と一般社団法人愛知県法人会連合会では「令和4年度税制改正提言」を実現するために衆参両国会議員、県市の行政長に直接要望書を手渡し、ご説明する活動を行なっています。当法人会でも、立憲民主党の近藤昭一衆議院議員、自民党の工藤彰三衆議院議員、立憲民主党の牧義夫衆議院議員、公明党の伊藤渉衆議院議員、国民民主党の伊藤孝恵参議院議員、小浮正典豊明市長を訪問し提言書を説明の上、お渡しいたしました。また、自民党の池田佳隆衆議院議員は当法人会事務局を訪問されましたので、提言書を説明の上、お渡ししました。各議員一様にご理解いただきました。



令和3年11月22日（月曜日）
池田 佳隆 衆議院議員来訪
面談者 堀江税制委員長
湯浅専務理事



令和3年11月22日（月曜日）
工藤 彰三 衆議院議員訪問
面談者 鈴木税制担当副会長
堀江税制委員長



令和3年11月22日（月曜日）
伊藤 渉 衆議院議員訪問
訪問者 堀江税制委員長
鈴木税制副委員長



令和3年11月23日（火曜日）
近藤 昭一 衆議院議員訪問
訪問者 鈴木税制担当副会長
林税制副委員長
加藤税制副委員長



令和3年11月26日（金曜日）
牧 義夫 衆議院議員訪問
訪問者 鈴木税制担当副会長
堀江税制委員長
岡本税制副委員長



令和3年11月30日（火曜日）
伊藤 孝恵 参議院議員訪問
面談者 鈴木税制担当副会長
堀江税制委員長



令和3年10月28日（木曜日）
小浮 正典 豊明市長訪問
面談者 堀江税制委員長
林税制副委員長

青年の樹

紅葉会

令和3年10月23日(土)OBと現役会員の交流を目的としたゴルフコンペ、第15回紅葉会をさなげカントリーにて開催しました。

総勢34名にご参加いただき、普段話す機会の少ない方々とゴルフを通じてとても有意義な時間を過ごす事が出来ました。

個人戦と現役対OBの団体戦を行いました。団体戦はくじ引きによる選抜としたことが幸いし、わずか1打差で現役部会員が15回目で初となる勝利



をおさめることが出来ましたが、個人戦では、ゴルフの上手な方々が多いOBの中から、加野先輩が見事優勝となりました。

沢山の方に参加をいただき、また当日の天候にも恵まれ終始笑いの絶えない楽しい1日となりました。



独身者を対象とした租税教育活動

令和3年11月20日(土)なごのキャンパスにて独身者を対象とした租税教育活動を開催しました。

夏頃までコロナ禍で開催が危ぶまれていましたが、開催当日は新規感染者数も落ち着き、男女30名ずつの婚活参加者が楽しく交流しました。

今回は「NAGOYA2021婚活オリンピック」というテーマで、競技(バスケットボール、男女メドレーリレー、バレーボール、ゴルフ、フェンシング、男女混合リレー)を行いながら交流をしました。参加者が、チーム一丸となり例年以上の盛り上が

りをみせていました。

全ての競技終了後に、結婚後の税金についてグループワークを行い、結婚や子育て資金に対する贈与税の非課税措置などがあることを学び、結婚への意欲を高めることができました。

この事業を通して、1組でも結婚に導けることができたら、本望です。

来年も税金を通して、多くの参加者に交流できる機会を作っていきます。



女性部会コーナー

第2回研修会

令和3年9月8日(水)、女性部会令和3年度第2回研修会を熱田神宮会館で開催しました。コロナ禍が続く悪天候の中、18名の方に参加いただきました。

講師にフラワーデザイナーの間瀬邦子様を、講師補助に愛知豊明花き流通協同組合の太田主任をお迎えして、「重陽の節句 バスケットフラワーアレンジメント」と題して、花についてのお話とフラワーアレンジメント体験を行いました。

重陽の節句とは9月9日の菊の節句であり、「後の雛」と呼ばれる大人のひなまつりでもあったそうです。今回のフラワーアレンジメントは持ち手つきのバスケットを使い、ひな飾りをイメージして、ピンク系統の大人かわいい秋のアレンジを作成しました。メインのダリアでお内裏様とお雛様をイメージし、白の菊(ピンポンマム、スプレーマム)、ピンクのトルコキキョウやダイアンサス、紫のリンドウやクジャクソウ、緑のリキュウソウ

やヒペリカムなど多くの花材を使用しました。いつもなら体験中におしゃべりの花が咲く女性部会員ですが、バスケットに挿す花の位置や葉の遊ばせ方などを真剣に考えすぎて無言になり、先生からアレンジの指導とともに「もっとリラックスしてね」と声をかけて頂いて、思わず笑いがこぼれていました。管理方法も指導いただき、それぞれに素敵なアレンジメントが仕上がって、楽しい一時を過ごしていただけたのではないのでしょうか。

講師には、コロナ禍で色々制限のある中で快く引受けていただき、心から感謝申し上げます。今後益々のご活躍をお祈りしております。

なお、会員の皆様には、今回も社会貢献事業のタオル寄贈にご協力をいただきました。集まったタオルは、ある程度まとめてから、管内の消防署や社会福祉施設等に寄贈予定です。誌面をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございました。



第3回研修会

令和3年12月13日(月)、女性部会令和3年度第3回研修会を熱田神宮会館及び「剣の宝庫 草薙館」で開催し、24名の方に参加いただきました。

第一部は、熱田税務署長の杉山真由美様を講師としてお迎えし、

「知っておきたい税の話～アニメ『サザエさん』の磯野家を通して税を知る!」と題して講演いただきました。富山県出身の杉山様は、地方銀行勤務を経て名古屋国税局に就職、数々の税務署を経て7月に現職に着任されました。大学時代に出会った複式簿記への感動や、ご家族を含めた自己紹介をされたあと、「サザエさん」の磯野家というおなじみの一家の家系図をもとに、所得控除や一時所得、相続税などについて、わかりやすくご説明をいただきました。誰もが知っている磯野家の家族構成をもとに、誰が控除対象者となるか、何が一時所得とされるか、相続の場合どうなるのか等、具体的にお話いただきました。また、犬税や独身税、ポテトチップス税など、すでに廃止されたものも含めた世界の面白い税のお話もあり、とても有意義な1時間となりました。



第二部は、講師に熱田神宮神職で権禰宜の奥山哲也様をお迎えし、「草薙館の概要・展示目的・展示品について」と題し、草薙館の見どころや、熱田神宮と刀剣の魅力についてご教授いただきました。令和3年10月、熱田神宮御大典奉祝記念事業の一環とし



て開館した「剣の宝庫 草薙館」では、「草薙神剣」を奉斎する熱田神宮所蔵の刀剣を順に展示しています。刀剣は、国宝や重要文化財を含め約450口あり、毎年1口奉納されて増え続けるのだとか。国宝は「来国俊」という銘の短刀で、普段は重要文化財とともに、東京国立博物館に寄託しているそうです。

その後、草薙館へ移動して館内の見学を行いました。入口には太刀を持った武者像のオブジェが来館者を迎えており、館内は天窗風明り取りや注連縄をイメージした照明器具を使うなど、工夫された造りとなっています。展示室は、刀剣の鍛造工程解説場所に原料の鉬や玉鋼をあわせて展示し、短刀から大太刀まで十数口の刀剣は、多方向から見られるように配置してあります。



また、体験コーナーでは、大太刀である真柄太刀の複製拵を含む4口の刀剣に触れるようになっており、実際の刀剣の重みを感じることができました。年の瀬の慌ただしさから一步離れて熱田神宮のゆったりとした空気の中で歴史とふれあうひと時を過ごしました。

なお、今回も女性部会社会貢献事業のタオル寄贈に多数ご協力をいただきました。集まったタオルは、管内の消防署や社会福祉施設等にまとめて寄贈する予定です。ご協力いただいた皆様に誌面をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

●「SHINWA WALK～伝説そぞろ歩き」は、「ギリシャ神話と日本神話のハイブリッド」という手法で、郷土の神話、伝説、民話の足跡をたどるロマン紀行です。新しい伝説の世界をお楽しみください。

SHINWA WALK 44

法持寺伝説



牧水が
うつろう空蟬
吟ずるを
女神見守る
歌会おかし



空海手彫りの地蔵菩薩が本尊

若山牧水歌碑も宮中正門内に残る

熱田神宮西門から西へ約800m行ったところに、白鳥山法持寺があります。今は曹洞宗の寺ですが、もともとは空海(弘法大師)が熱田を訪れた時、熱田神宮に百日参籠をして行法を修めました。その際に空海自らが地蔵菩薩の像を刻んでこの寺の本尊としたという言い伝えがあります。したがって、曹洞宗が日本に開創される以前から熱田にあった古刹ということが出来ます。

なお、空海は真言宗の開祖で、日本天台宗の開祖・最澄とともに、日本仏教の大勢が、奈良仏教から平安仏教に転換していく大きな流れを築いた人物です。

寺伝によると天長年間(824～834年)の創建で、文明年間(1469～1487年)に明谷義光和尚によって再建されたとされています。古くは「宝持寺」と号しましたが、承応年間(1652～1654年)に今の寺号に改められました。

また、明治時代の歌人・若山牧水もこの地を訪れたことがあります。西行を慕い、西行同様、旅を好んだ牧水は、明治末から大正にかけて、旅の途中で何度も熱田を訪れて、法持寺の月笑軒げっしょうけんにおいて歌会を開いていました。これは当時熱田から出ていた歌誌『八少女』の会員に迎えら

れての歌会でした。牧水死後の昭和11年(1936年)11月22日には次のような歌碑が建てられました。

「うす紅に 葉はいちはやく 萌えいてて
咲かんとすなり 山さくら花」

しかし、月笑軒があった場所に宮中学校が建設されることとなり、月笑軒は移設、歌碑は宮中学校の正門玄関に入ってすぐの場所に移設され、往時を物語っています。

また、境内のすぐ西側の白鳥御陵(白鳥古墳)は、古くは法持寺の守護神であり法持寺の管理下にありましたが、明治の初めに熱田神宮に移され、今は名古屋市の管理下にあります。



▲宮中学校の校庭には牧水の歌碑が建っている。



9人のミューズたちが各分野を担当 ミュージック、ミュージアムの語源

法持寺は歌人にも愛され文化芸術が育まれる場所でもあったという話でしたが、ギリシャ神話で文化や芸術の神々といえば、ミューズの女神です。彼女たちは、さまざまなジャンルを司る9人の女神たちで、ゼウスと記憶の女神・ムネモシュネの娘たちです。

それぞれの女神が担当するジャンルは、カリオペが叙事詩、クレイオが歴史、メルボメネが悲劇、エウテルペが叙情詩、エラトが恋愛詩、テルプシコラが舞踏、ポリュヒュムニアが音楽・幾何学、ウラニアが天文・占星、タイレアが喜劇というようになっていました。歌会はさしずめ、カリオペ、エウテルペ、エラトの担当分野となるところでしょうか。牧水が月笑軒において開いた歌会は、女神たちが見守っていたのかもしれませんが。ミューズの女神たちは、太陽と音楽と医術の神であるアポロンと結びつけて考えられて

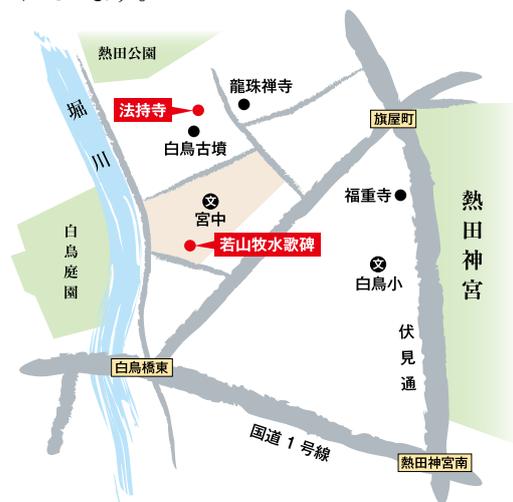
いて、アポロンとマルシユアスの演奏の審判をしたこともあります。また、彼女たち自身も音楽についてとても誇りを持っていましたので、タミュリスやセイレンたちが競争を挑んだ時は厳しい結末が待っていました。

このミューズが語源となっている言葉が、ミュージック(音楽)です。古代ギリシャでは、詩や劇などの朗読形式の芸術はいつも美しい調べにのせて行われていたことを考えると、この調べが芸術を司るミューズたちの名から、「ミュージック」と名づけられたのも、納得です。

また、ミューズたちの神殿は、ムーセイオンと呼ばれ、学問、教育、研究の殿堂ともいべき場所ですが、これがミュージアムの語源で、現在では、美術や歴史、科学などのコレクションを陳列する美術館、博物館などの意味で使われています。



▲歌人・若山牧水も何度も訪れ、歌会を開いていた法持寺。



※次回は、熱田の渡しに伝わるシーボルト伝説を特集します。お楽しみに。

■ 写真/Kiyoshi K ■ イラスト/Rei ■ 取材・文/Icarus

NOTE 研修会・説明会

◆簿記講習会◆

令和3年9月8日(水)～10日(金)の3日間、熱田神宮会館において、税理士 飯村正三氏をお迎えし、「簿記講習会」を開催しました。

コロナ禍の中での講習会となりましたが、22名の方にご参加いただきました。

簿記の基本から仕訳の具体例や決算書の見方などについてわかり易く説明していただきました。



◆緑区4支部・豊明支部合同事業(事業発表会)◆

令和3年10月25日(月)に鳴海カントリークラブにおいて「コロナ禍での経営、新たな事業に取り組む元気な企業」と題し、事業発表会を開催しました。

新たな事業に取り組んでいる支部内企業3社からプレゼンテーションを行っていただき、41名(一般3名含む)の方にご参加いただきました。



◆熱田区・南区8支部合同研修会◆

令和3年11月17日(水)熱田神宮会館において、熱田区(4支部)・南区(4支部)合同研修会を開催しました。

講師には税理士 飯村正三氏をお迎えし「元国税査察官による【マルサの事件簿】」と題してご講演いただきました。飯村税理士は国税局査察部(マルサ)のご勤務が長く、ご経験された多くの査察調査をもとに、査察調査の流れなどを裏話も織り交ぜながら楽しくお話していただき、89名の方にご参加いただきました。

◆税制研修会◆

令和3年11月22日(月)に熱田神宮会館において、国土交通省大臣官房総括審議官 天河宏文氏をお迎えし、「社会資本整備の最近の動向について」と題して税制研修会を開催しました。

昨今自然災害が頻繁に起きており、その際先頭に立って国・地方を復興再建する国土交通省の防災・減災対策や税制面での考えについて、分かり易くお話しいただきました。



ご自宅からのe-Tax申告のご案内

申告書の作成・送信は
国税庁ホームページ から



確定申告



確定申告書等作成コーナーなら
自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が分からない…



入力がめんどろ…



会社が休めない…



自動計算

画面の案内に沿って入力
すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や
過去の申告データを
利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカード
とスマホでe-Tax!



さらに！e-Taxなら早期還付されます

相談はチャットボットや電話でもできます！

▶ チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



税務職員ふたば

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

▶ お電話での相談

e-Taxの使い方
(操作方法等)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

申告書の作成に
当たってのご不明点等

所轄の税務署へお電話ください



国税庁 法人番号7000012050002

令和3年分（令和4年1月以降）からはさらに便利に！

ICカードリーダーライタ無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、
マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます！

※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、
いずれにも対応。

ICカードリーダーライタ
がなくてもOK



スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、
金額や支払者情報などが自動で入力されます！



スマホ専用画面の対象範囲が拡大

スマホ専用画面の対象範囲 (NEW は令和4年1月から対応予定)

【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 (NEW)
- (上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- 上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分）(NEW)

【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 (NEW)
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの
動画をご案内しています

動画で見る確定申告



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
・Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。
・Windows、Microsoft Edgeの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
・macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

R3.9

電子帳簿保存法が改正されました

R3.05

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

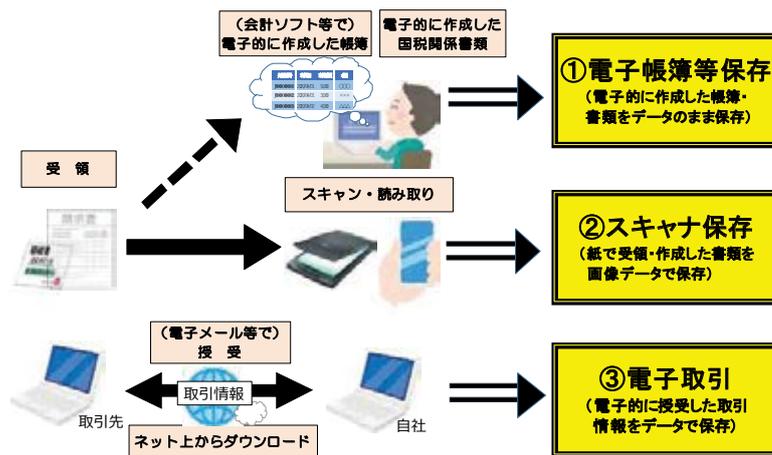
導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？



A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



～ 電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項 ～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。）。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を令和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くようお願いいたします（スキャナ保存も同様です。）。

2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

（注1）一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2）電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“優良”の要件をご確認ください。

3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“その他”の要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後	
			優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	-
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	-
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	○	-
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること <small>※ 改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定</small>	○	○	-
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1	-
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1	-
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること		-	-※1	○※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキャナ保存及び電子取引についても同様です。）。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

（参考） 優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

電子帳簿の手続に関する Q & A



Q：新たに、対象の帳簿について電子保存を行う場合に、過少申告加算税の5%軽減や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けるためには、いつまでにどのような手続が必要ですか？

A：適用を受けようとする初年度においては、その過少申告加算税の5%軽減や青色申告特別控除（65万円）の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出していただく必要があります。



Q：これまで税務署長の承認を受け、総勘定元帳及び仕訳帳等の優良な電子帳簿の対象となる帳簿について電子保存していましたが、その場合でも届出書の提出は必要ですか？

A：過少申告加算税の5%軽減の適用を受けるためには、これまで承認を受けて保存等していた場合でも本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要です。

なお、令和4年1月1日より前に受けた承認の効力自体は取りやめの届出書の提出（又は税務当局からの取消処分）がない限り有効ですので、その承認が有効とされる間は、引き続き改正前の要件で保存等を行う必要があります。したがって、承認を受けていた方が令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について、改正後の要件に従って電子帳簿保存を行う場合には承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となりますのでご注意ください。

～ スキャナ保存(区分②)に関する改正事項 ～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

2 タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。

- (1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。
- (2) 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
- (3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等(注1)において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができる場合は、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。

(注1) 訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。

- (4) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせることで条件を設定できる機能の確保(前頁帳簿の検索要件②及び③に相当する要件)が不要となりました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

3 適正事務処理要件(注2)が廃止されました。

(注2) 相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等のことをいいます。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

4 スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

スキャナ保存要件の概要図(イメージ)



スキャナ保存の手続に関するQ&A



Q：これまで税務署長の承認を受け、スキャナ保存を行ってきましたが、今回の承認制度廃止に伴い、何か手続は必要ですか？
また、改正後の緩和された要件の下で保存を行っても問題ありませんか？

A：施行日（令和4年1月1日）以後についても引き続き承認は有効であり、承認の取りやめの届出書を提出する（又は税務当局から取消処分を受ける）までは、その後も改正前の要件を満たしてスキャナ保存を行う必要があります。したがって、施行日前に承認を受けていた方が、施行日以後緩和された要件の下で保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となります。

なお、施行日前に承認を受けていた方が、引き続き改正前の要件で保存を行うか、新たに改正後の要件で保存を行うかは保存義務者の選択となりますが、重加算税の10%加重措置については、施行日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

～ 電子取引(区分③)に関する改正事項 ～

1 タイムスタンプ要件及び検索要件について次のとおり要件が緩和されました。

タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキャナ保存（区分②）に関する改正事項」の2(1)と(4)と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間（注）の売上高が1,000万円以下である方（小規模な事業者）について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

（注）「基準期間」とは、個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいいます。

2 適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。

(1) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

※ 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。

(2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

電子取引の保存要件

※ 下線を付した部分が、今回改正により変更があった箇所になります。

真 実 性 の 要 件	<p>以下の措置のいずれかを行うこと</p> <p>① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う</p> <p>② 取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）<u>タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく</u></p> <p>③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う</p> <p>④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う</p>
可 視 性 の 要 件	<p>保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと</p> <p>電子計算機処理システムの概要書を備え付けること</p> <p>検索機能※を確保すること</p> <p>※ 帳簿の検索要件①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要） 保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要</p>

申請書の様式や電子帳簿保存法のQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています（改正分は随時掲載していきます。）。詳しくは、 で



国税庁
（法人番号 7000012050002）

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1>> ダイレクト納付

こんな方におススメ!
e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報は  こちら

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 ▶ パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続 ▶ e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



2>> 振替納税

こんな方におススメ!
申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方

さらに詳しい情報は  こちら

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 ▶ 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続 ▶ 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



3>> インターネットバンキング等

納付方法 ▶ インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続 ▶ インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」をご確認ください。




4>> クレジットカード納付

納付方法 ▶ 「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。*納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。






電子納税証明書(PDF)が とても便利です！

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください！

メリット その 1 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取までできます！

メリット その 2 電子納税証明書(PDFファイル)は**何度でも**お使いいただけます(※注)！
※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。

メリット その 3 電子納税証明書(PDFファイル)は**何枚でも**印刷できます！

発行までの流れ

自宅等で請求データを作成・送信
↓
そのまま自宅等で受取



1

STEP

自宅やオフィスで請求

e-Tax ソフト(Web版)を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書の請求データを作成し、送信します。詳しい操作方法については、e-Tax ホームページ内「電子納税証明書(電子ファイル)について(詳細)」をご覧ください。

※請求データの送信には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
※代理人の方も請求することができます。

電子納税証明書
(電子ファイル)
について(詳細)



2

STEP

手数料の納付

e-Taxソフト(Web版)のメッセージボックスに配信される案内から、インターネットバンキング等により手数料を納付します。

※手数料については、1税目 × 1年度 1枚あたり 370円です。



3

STEP

電子納税証明書(PDF)の受取

納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)がダウンロードできるようになります。必要に応じて自宅やオフィスのプリンター、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷ができます。

※ダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果(電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知)が配信されてから 90日間です。

※コンビニエンスストアの印刷サービスの利用には、別途料金がかかります。



法人市民税の申告書等の提出先が変わります 名古屋市からのお知らせ

名古屋市では、**令和4年1月から**、法人市民税の申告書等の提出先が、市内の主たる事務所等が所在する区に関わらず、「栄市税事務所市民税課法人市民税係」となっています。

そのため、申告書等を郵送で提出される際には、栄市税事務所あてに送付いただきますようお願いいたします。

(法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書や減免申請書などの法人市民税関係書類の提出先も同様です。)

【令和4年1月4日（火）からの申告書等の提出先】

担 当 部 署	電話番号
栄市税事務所市民税課法人市民税係 〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)	(052)959-3305

- ※1 申告書等は、引き続き、ささしま及び金山市税事務所または区役所・支所の税務窓口においても受け付けます。
- ※2 ささしま及び金山市税事務所または区役所・支所の税務窓口に来所して、申告書の記載方法等を相談される場合に、上記担当部署が対応することがあります。

◎eLTAXによる電子申告をご利用のかたへ

令和4年1月から、法人市民税の電子申告による提出先は「**栄市税事務所**」となっています。

法人市民税申告書の提出先を「ささしま」または「金山」市税事務所で登録されているかたは、1月8日（土）に「栄市税事務所」へ提出先の変更（利用届出自動変換）を行っていますので、個別に変更の手続きをしていただく必要はありません。

お問い合わせ先

市内の主たる事務所等の所在する区を担当する市税事務所法人市民税係にお問い合わせください。

主たる事務所等が所在する区	担当する市税事務所	電話番号
千種区、東区、北区、中区、守山区、名東区	栄市税事務所	(052)959-3305
西区、中村区、中川区、港区	ささしま市税事務所	(052)588-8006
昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区	金山市税事務所	(052)324-9806

「税を考える週間」街頭広報

令和3年11月11日から17日までの「税を考える週間」事業の一環として、「税を考える週間」、「スマホで申告を！」の看板を取り付けた広報車による街宣広報を実施しました。令和3年11月11日(木)に熱田税務署の幹部の皆さんに見送られて出発した広報車は17日までの土日を除く5日間、熱田区・南区・緑区・豊明市をアナウンスしながら回り、道行く多くの市民に、税を考える週間やe-Taxやスマホによる確定申告の呼びかけを行いました。



地域社会貢献活動

図書館寄贈

令和3年11月12日(金)熱田図書館にパンフレットスタンドを寄贈いたしました。

これは、「マイホームを持ったとき」「財産をもらったとき」など暮らしの様々な中で関わってくる税金について分かり易く解説したパンフレット「暮らしの税情報」(国税庁作成) 収納用として図書館に常設していただくことで、図書館を訪れる多くの方に、税に対する関心と正しい知識を持っていただくことを目的に寄贈したものです。



本城支部寄贈

本城支部(佐藤太加夫支部長)では、令和3年11月16日(火)名古屋市立本城中学校に、租税教育図書と空気清浄機2台を寄贈しました。佐藤支部長・成田支部委員他2名が本城中学校にお伺いし、校長先生にお渡ししました。校長先生からは保健室など生徒が多く集まる場所に有効的に使っていただくとの感謝のお言葉をいただきました。



「税に関する作品」発表

熱田納税貯蓄組合連合会主催の令和3年度「税に関する作品」発表があり、小学生「税に関する習字」の部で鳴海小学校5年生 都築陽茉莉さん、中学生「税に関する作文」の部で沢上中学校3年生 前田伊織さん、「税に関するポスター」の部で豊明市立沓掛中学校3年生 嘉野綾菜さんの3名が公益社団法人熱田法人会長賞を受賞されました。

支部の動き

役=役員会・役員研修会

開催年月日	支部名	区分	主 な 内 容	出席数
3. 9. 9	本 城	役	「社会貢献事業」等協議	7
9.21	大 高	役	支部合同事業発送作業	5
10. 7	本 城	役	「社会貢献事業」「支部合同研修会」等報告	9

新会員紹介

(令和3年8月～11月)

(敬称略)

支 部 名	法 人 名 ・ 個 人 名	所 在 地
高 蔵 旗 屋	三興工業株式会社	南区堤町5-57-3
高 蔵 旗 屋	株式会社 ジョブオン	熱田区金山町一丁目5-3
白 鳥	catch株式会社	熱田区伝馬二丁目29-30
熱 田 南	名古屋上下水道総合サービス株式会社	熱田区一番三丁目2-44
熱 田 南	株式会社 パレットリンク	中区栄二丁目2-17
名 光	株式会社 MK工業	南区浜田町3-92
名 光	有限会社 エムシーケー	南区丹後通5-41
新 瑞 南	ひまわり建築工房合同会社	瑞穂区萩山町2-60-6
明 治	株式会社 シモムラ	南区豊一丁目22-24
明 治	株式会社 リバティ	南区内田橋一丁目7-20
本 城	株式会社 マエケン	中区金山二丁目10-2
鳴 海	株式会社 兼美	緑区梅里一丁目24-1
鳴 海	有限会社 古澤工務店	緑区鳴海町母呂後140-3
緑 西 部	AHS事業協同組合	緑区浦里四丁目181
豊 明	株式会社 スギウラ鉄筋	豊明市沓掛町陣田4-2
豊 明	株式会社 田口工業	豊明市栄町大脇27
管 外 会 員	西田一男	弥富市五之三町川平200

お知らせのページ

主な事業予定

税制研修会

- ◎日 時 令和4年1月25日(火)
13:30~15:00
- ◎会 場 熱田神宮会館 2階
- ◎講 師 熱田税務署担当官 3名
- ◎内 容 「確定申告前研修会」ほか

新春講演会

- ◎日 時 令和4年2月3日(木)
13:30~15:00
- ◎会 場 熱田神宮会館 2階
- ◎講 師 読売テレビ報道局 解説委員長
高岡達之氏
- ◎演 題 「アフターコロナ時代に向けて
ニュースの裏側から見る日本経済の
ゆくえ」

生活習慣病予防健診

- ◎日 時 令和4年3月17日(木)~19日(土)
- ◎会 場 秋葉山圓通寺

公益社団法人熱田法人会 定時総会

- ◎日 時 令和4年6月7日(火)
15:00~16:10(予定)
- ◎会 場 ホテルグランコート名古屋 7階

定時総会記念講演

- ◎日 時 令和4年6月7日(火)
16:30~18:00(予定)
- ◎講 師 未 定
- ◎演 題 未 定

編集後記



ようやく我が家にもスマートスピーカーがやってきました。
スマートスピーカーとは「AIアシスタントに対応しているスピーカー」とあります。
インターネットにつなぎ、音声で話しかけると様々なことに応対してくれ、家電に
つなげれば電気のON・OFFなどもできるというものです。

我が家にやってきたスマートスピーカーは音楽をかけることが仕事なので、そこま
での便利さはありません。ぼんやりとした指示でも対応してくれるので、「1980年代の曲をかけて」
という、私には「懐かしい、あの頃のヒット曲だね」という曲を流してくれます。また朝に「おはよう」
と話しかけると「今日は〇〇の日です」と教えてくれます。先日びっくりしたのは「今日は私の誕生
日なので“バースデーソングを歌って”と話しかけてください」と言われてそのとおりにしてみると、
自分で自分をお祝いしていました。

これからは人間が動くのではなく、機械やAIが動いて人間をサポートしていく生活になっていくの
かなと想像をさせられました。会話ですら、対人間ではなくなるのかもしれない。でもそれは少し
寂しいので、まだしばらくは不便な生活がいいなあと思いました。

A.F

事務局お知らせ

令和3年11月1日付けで熱田法人会事務局長となりました井貝と申します。
これまで、法人会とはあまり馴染みのない職場で働いておりましたが、法人
会事務局長として税制、経済、文化、福利厚生など幅広い分野にわたる各種事業
を担当させていただきます。
会員企業の皆さまにお役に立てるよう、過去の経験を活かしつつ精一杯努めて
まいりますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

井貝 孝一



編集発行人

広報委員：水野・関谷・伊藤・小鹿・久野・杉浦・丸山・市川・松井・小津・横井 (順不同)

あつたの杜

令和4年1月

第130号(通巻175号)

発行／公益社団法人 熱田法人会

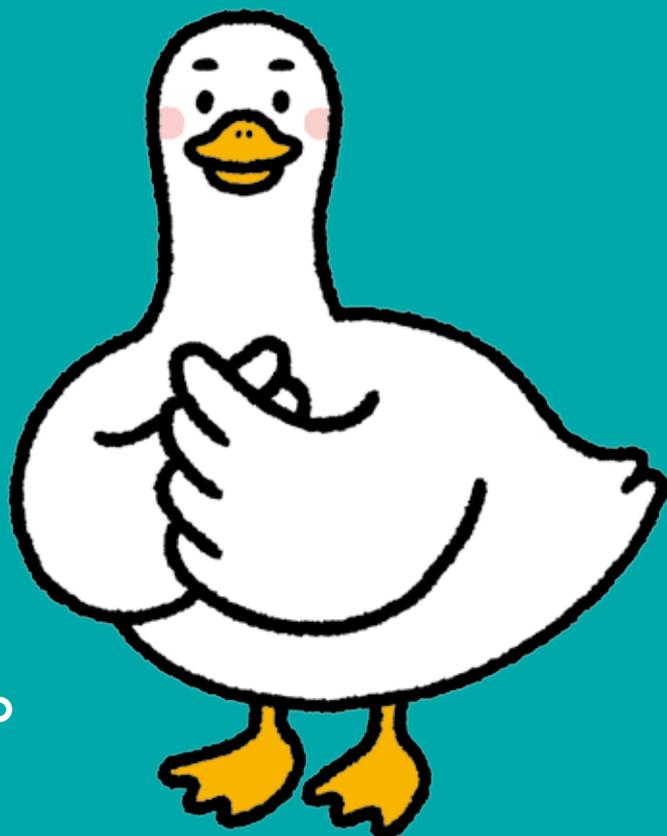
名古屋市熱田区神宮三丁目8番20号
(N X熱田神宮ビル308号)
TEL.052-682-6200
ホームページ <http://www.atsutahojinkai.or.jp>

印刷／株式会社 鈴活印刷

名古屋市熱田区一番三丁目1番7号
TEL.052-681-6331

NEW!
介護状態に合わせて保障する

アフラックの
しっかり頼れる
介護保険



今からはじめましょう。
アフラックから、
しっかり頼れる介護保険、誕生。

人生100年時代、備えておきたい介護へのリスク
公的介護保険制度に連動したシンプルでわかりやすい保障

特長 **1** 要介護 **1** 以上に認定された場合、**一時金をお支払い**します

特長 **2** 要介護 **3** 以上に認定されている場合、**介護年金をお支払い**します

特長 **3** 要介護 **1** 以上に認定された場合、**以後の保険料のお払込みは不要**です

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

愛知総合支社 〒451-6029 愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29階

法人会用フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和2年版 インシュアランス生命保険統計号

会員の皆様へ

個人情報の取扱いについて

当法人会は、会員に関する「個人情報」を、研修会・各種会議などの開催通知、広報誌などの送付、福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

個人情報に関するお問い合わせ

個人情報の「開示」「訂正」「利用停止」等のご請求並びに個人情報の取扱いに関するお問い合わせは、下記窓口までお願いいたします。

名古屋市熱田区神宮三丁目8番20号 NX熱田神宮ビル308号
公益社団法人 熱田法人会 個人情報取扱い 係

TEL.052-682-6200



謹賀 新年



1971年に創設された
「経営者大型総合保障制度」は、
会員企業のみなさまにご愛顧いただき、
創設50周年を迎えました。

大同生命は
「経営者大型総合保障制度」を通じて、
引き続き、みなさまに大きな安心を
お届けしてまいります。
本年もよろしくお願ひ申し上げます。



 **大同生命保険株式会社**

名古屋南支社/名古屋市中区金山1-13-13(金山プレイス7F)
TEL 052-331-3360